(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に 基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育(以下「特定教育・保育等」という。)の確認基準の遵守 並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等(以 下「施設型給付費等」という。)の支給に関する業務の適正な実施等の観点から行う指導及び監 査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 指導は、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)に対し、法第33条及 び第45条に定める設置者の責務、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準(平成26年新潟市条例第56号)、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用 教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用 の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)、「特定教育・保育等に要する費 用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日 府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号)等(以下「内閣府令 等」という。)に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付 費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤、不正の防止を図るために実 施する。

(指導形態等)

- 第3条 指導の形態は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 集団指導

集団指導は、市が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹 底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者 等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、市が、特定教育・保育施設等に対して、各々の施設において質問等を行う とともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

- 第4条 指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
  - (1) 集団指導の選定基準 概ね1年に1度全ての特定教育・保育施設等を対象として実施する。
  - (2) 実地指導の選定基準
    - ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。なお、市が認可 した特定教育・保育施設等は、認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実 施する。
    - イ その他特に市が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時

実施する。

(指導方法)

- 第5条 集団指導及び実地指導は、次の各号により行うものとする。
  - (1) 集団指導
    - ア 指導通知

あらかじめ集団指導の日時,場所,予定される指導内容等を文書により当該特定教育・ 保育施設等の設置者等に通知する。

## イ 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお,集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には,当日使用した必要書類を送付する等,必要な情報提供に努めるものとする。

# (2) 実地指導

ア 指導通知

実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知するものとする。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

## イ 指導方法

実地指導は、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果,改善を要すると認められた事項については,軽微なもの等を除き, 後日,文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で通知した事項について、文書 により報告を求めるものとする。

(指導結果の公開)

第6条 実地指導の結果は、公開するものとする。

(監査への変更)

- 第7条 実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は,直ちに監査を行うこととする。
  - (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当(以下「違反疑義等」という。)が認められる場合

(監査方針)

第8条 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52

条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は違反疑義等が 疑われる場合並びに前条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、 公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象の選定基準)

第9条 監査は、次の各号の情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認め る場合に行うものとする。

なお、特に第3号の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、 事前通告なく監査を行うものとする。

- (1) 要確認情報
  - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報(具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。)
  - イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報
- (2) 実地指導において確認した情報 実地指導を行い確認した違反疑義等に関する情報
- (3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命,心身,財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(監査方法)

- 第10条 監査は、次の各号により行うものとする。
  - (1) 報告等

違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項 については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を 行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものと する。

(3) 行政上の措置

違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条(勧告、命令等)、法第40条及び第52条(確認の取消し等)の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合,当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。当該特定・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

## イ 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により 改善報告書を提出するものとする。

## ウ 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「確認の取消し等」という。)ができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称等 を公示しなければならない。

(聴聞等)

第11条 監査の結果,当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)を行おうとする場合は,監査後,取消処分等の予定者に対して,行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(不正利得の徴収)

- 第12条 勧告,命令又は確認の取消し等を行った場合において,当該取消し等の基礎となった 事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当す ると認めるときは,施設型給付費等の全部又は一部について,同条第1項の規定に基づく不正 利得の徴収(返還金)として徴収を行う。
- 2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。